

第二回國會議院 財政及び金融委員會會議錄第五十三号

昭和二十三年七月二日(金曜日)
午前十一時五十分開議

出席委員

委員長 早稻田柳右二門君

理事 塚田十一郎君 櫻井中崎 敏君

理事 梅林 時雄君 星吉川 久衛君

青木 孝義君 淺利 三朗君

江崎 眞澄君 大上 司君

倉石 忠雄君 島村 一郎君

松田 正一君 宮崎 靖君

石神 啓吾君 川合 彰武君

島田 晋作君 佐藤 顯次郎君

田中 綴之進君 林 大作君

松原 喜之次君 八百板 正君

武田 キヨ君 栗田 英男君

後藤 悦治君 中曾根 康弘君

神山 榮一君 細川 八十八君

井出 太郎君 内藤 友明君

本藤 恒松君 堀江 實藏君

河口 陽一君 本田 英作君

出席政府委員

總理廳事務官 山崎 丹照君

大藏政務次官 荒木 萬壽夫君

大藏事務官 平田 敬一郎君

大藏事務官 愛知 揆一君

委員外の出席者

專門調査員 氏家 武君

七月二日委員長野長廣君、高橋 眞一君

及び松尾トシ君辭任につき、その補欠

として武田キヨ君、神山榮一君及び島

田晋作君が議長の指名で委員に選任さ

れた。

七月二日

國會議場特別會計法案(内閣提出)

(第二四号)

第一類第十六号

財政及び金融委員會會議錄

第五十三号

昭和二十三年七月二日

当せん金附証券法案(内閣提出)(第
二二八号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

所得税法の一部を改正する等の法律

案(内閣提出)(第九三三号)

取引高税法案(内閣提出)(第九四
号)

國有鐵道事業特別會計及び通信事業

特別會計における事業運営以外の行

政に要する経費の財源に充てるため

の一般會計から繰入金に關する

法律案(内閣提出)(第一三三三号)

薪炭需給調節特別會計法の一部を改

正する法律案(内閣提出)(第一四一
号)

印紙をもつてする歳入金納付に關す

る法律案(内閣提出)(第一二六六号)

連合國占領軍の管理下から解除され

た貴金屬等に代るべき貴金屬の地金

の連合國占領軍に対する引渡に關す

る法律案(内閣提出)(第二〇三三号)

國會議場特別會計法案(内閣提出)

(第二四号)

当せん金附証券法案(内閣提出)(第
二二八号)

○早稻田委員長 これより會議を開き

ます。

開會前に佐藤(觀)委員、江崎委員よ

り新聞定價の値上げに關し月極め読者

と一部賣について御質疑があり、これ

に對し山崎(丹)政府委員より御答弁が

ありましたことを御報告申し上げてお

きます。

次に本委員会に付託に相なりました
当せん金附証券法案、國會議場特別會
計法案を議題といたしまして、まず政
府の説明を求めます。

当せん金附証券法案

当せん金附証券法(昭和二十
三年七月 日法律第 号)

(この法律の目的)

第一條 この法律は、經濟の現状に
即應して、當分の間、當せん金附
証券の發賣により、浮動購買力を

吸収し、もつて財政資金の調達に
資することを目的とする。

(當せん金附証券の意義)

第二條 この法律において「當せん
金附証券」とは、その賣得金の中
から、くじびきにより購買者に當

せん金品を支拂い、又は交付する
証券をいふ。

(政府の當せん金附証券の發賣)

第三條 國會在、當せん金附証券の
發賣に關する予算を議決したとき
は、政府は、その議決された金額

の範圍内において、この法律の定
めるところに従い、當せん金附証
票を發賣することができる。

(都道府縣の當せん金附証券の發
賣)

第四條 都道府縣議會が、公共事業
の費用の財源に充てるため必要が
あると認めて、當せん金附証券の

發賣に關する予算を議決したとき
は、都道府縣は、その議決された
金額の範圍内において、この法律

の定めるところに従い、内閣總理
大臣の許可を受けて、當せん金附
証券を發賣することができる。内
閣總理大臣の行う許可に關して
は、地方財政委員會が、これを補
佐する。

2 内閣總理大臣は、前項の規定に
より許可をしようとするときは、
あらかじめ大藏大臣と協議しなけ
ればならない。

3 第一項の許可を受けようとする
都道府縣は、第七條第一項に掲げ
る事項及び當せん金附証券の發賣
により調達する資金を財源とする
公共事業の計画を記載した申請書
を、内閣總理大臣に提出しなけれ
ばならない。

(當せん金附証券の當せん金品の
限度)

第五條 當せん金附証券の當せん金
品の金額又は價格の總額は、その
發賣總額の五割に相當する額をこ
えてはならない。

2 一 當せん金附証券の當せん金品
の最高の金額又は價格は、証券金
額の十萬倍に相當する額をこえて
はならない。

(當せん金附証券の賣買)

第六條 當せん金附証券の發賣及び
當せん金品の支拂又は交付につい
ては、大藏大臣又は都道府縣知事
は、銀行(日本銀行を除く。以下
同じ)の申請により、その事務を
これに委託して取り扱わせる。

大藏大臣又は都道府縣知事は、

前項の委託に先立ち、一定期日ま
でに申請する銀行に對し、當せん
金附証券の發賣及び當せん金品の
支拂又は交付の事務を委託して取
り扱わせ、且つ、一定の手数料を
支拂う旨を公告しなければならない。

3 前項の手数料率は、一 當せん金
附証券につき、証券金額の一割を
こえない範圍で、發賣する大藏大
臣又は都道府縣知事が、これを定
める。

4 何人も、當せん金附証券を轉賣
してはならない。

(當せん金附証券に關する告示)

第七條 大藏大臣は、第三條の規定
により發賣する當せん金附証券に
つき、その發賣前に、左に掲げる
事項を告示しなければならない。

一 名稱

二 發賣及び當せん金品の支拂又は
交付の委託を受けた銀行(以下
受託銀行という)の商号及び
所在地

三 發賣の數及び總額

四 証券金額

五 發賣期間

六 當せん金品の金額又は種類及
び當せん金の數

七 受託銀行から直接に購入した
者又はその相続人その他の一般
承継人以外の者は當せん金品を
受領できないこと

八 証券を轉賣できないこと

九 その他必要な事項

2 前項の告示は、当せん金附証券の発賣後は、これを変更することができない。

第八條 都道府県知事は、当せん金附証券の発賣につき、第四條第一項の規定により許可を受けたときは、その発賣前に、前條第一項各号に掲げる事項を告示しなければならない。

2 前項の告示は、当せん金附証券の発賣後は、これを変更することができない。

(証券の記載事項)
第九條 当せん金附証券には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称

二 発賣者

三 受託銀行の商号

四 証券金額

五 くじびきに必要の組及び番号又は標示

六 第十條に掲げる事項

七 当せん金附証券の当せん金品の債権の時効完成の年月日

八 受託銀行から直接に購入した者又はその相続人その他の一般承継人以外の者は当せん金品を受領できないこと

九 証券を轉賣できないこと

(証券の再交付)

第十條 滅失、紛失又は盗難に因る当せん金附証券の再交付は、これをなさない。

(当せん金品の支拂)

第十一條 当せん金附証券の当せん金品は、受託銀行から直接に当せん金附証券を購入した者又はその相続人その他の一般承継人に対し

て、当せんが確認し得られる当せん金附証券と引換に、これを支拂い、又は交付する。

2 当せん金附証券を発賣した政府、都道府県又は受託銀行は、受託銀行から直接に当せん金附証券を購入した者又はその相続人その他の一般承継人に対してのみ、その当せん金品を支拂い、又は交付する責に任ずる。

(特別措置)
第十二條 当せん金附証券の当せん金品の債権は、一年間これを行わないときは、時効に因つて消滅する。

第十三條 当せん金附証券の当せん金品については、所得税及び地方税法による不動産所得税を課さない。

(受託銀行の經理)
第十四條 受託銀行は、当せん金附証券の發賣及び当せん金品の支拂又は交付に関する經理を、その通常の業務の勘定と別な勘定を設けてこれをなし、且つ、その勘定に属する資金を貸付、投資その他の通常の業務に使用してはならない。

(受託銀行への当せん金品の交付)
第十五條 大蔵大臣又は都道府県知事は、その發賣する当せん金附証券について、当せん金品として支拂うべき金銭の支拂に必要な資金を、その受託銀行に交付するものとする。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、その發賣する当せん金附証券について、当せん金品として交付すべき金銭以外のものを、その受託銀行に交付するものとする。

行に交付するものとする。

(賣得金の納付)

第十六條 受託銀行は、政府又は都道府県知事の發賣する当せん金附証券の賣得金を、その發賣期間満了後一月をこえない範囲で、大蔵大臣又は当該都道府県知事の指定する期間内に、政府又は当該都道府県知事に納付するものとする。

(報告及び検査)

第十七條 受託銀行は、大蔵大臣又は都道府県知事に、その委託を受けた当せん金附証券に關し、各月及び要求せられることに報告書を提出しなければならない。但し、各月の報告書は、十五日以内に、これを提出するものとする。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、職員をして、その委託した業務に關し、受託銀行の營業所に立ち入り、帳簿その他の関係書類を検査させる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証券を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(罰則)
第十八條 左の各号の一に該当する者は、これを十年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。

一 第六條第四項の規定に違反し、当せん金附証券を轉賣した者

二 第十一條第一項の規定に違反し、当せん金品を支拂い、若しくは交付し、又は受領した者

三 第十四條の規定に違反し、当

せん金附証券の發賣及び当せん金品の支拂又は交付に關し、その勘定に属する資金を貸付、投資その他の通常の業務に使用し、又はその經理を他の勘定と区分してなす、若しくは虚偽の經理をした者

四 前條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 前條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十九條 受託銀行の代表者、代理人又は使用人その他の従業者が、その受託銀行の業務に關して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その受託銀行に対しても、十萬圓以下の罰金を科する。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

國營競馬特別會計法案
法律第 号

第一條 競馬法(昭和二十三年法律第 号)による國營競馬の勝馬投票券の發賣に關する歳入歳出は、これを一般會計と区分して、特別會計を設置する。

第二條 この會計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この會計においては、競馬法第五條の規定による勝馬投票券の發賣による収入金、勝馬投票券の發賣に伴う過誤受入金(以下過誤受入金という。)及び預金利子を

の他の附屬雜收入をもつてその歳入とし、同法第八條及び第九條の規定による拂戻金(以下拂戻金という。)、同法第十二條第二項及び第四項の規定による返還金(以下返還金という。)、勝馬投票券の發賣による収入金の收納又は拂戻金若しくは返還金の支拂に伴う事故により不足した現金の補てん金(以下補てん金という。)、過誤受入金の拂戻金、第十條第二項の規定による一時借入金の利子並びに一般會計への繰入金をもつてその歳出とする。

第四條 前條に規定する一般會計への繰入金の額は、毎會計年度における歳入の收納額から拂戻金、返還金、補てん金、過誤受入金の拂戻金及び一時借入金の利子の支出額並びにこれらの經費の支出未済額を控除した金額に相当する金額とし、当該繰入金の繰入は、各競馬ごとに分割して各競馬終了の日から六十日以内になるべくすみやかに一般會計に繰り入れるものとする。

2 前項の場合において繰入に關する歳出予算額が当該繰入額に對して不足するときは、その不足額は、これを翌年度において繰り入れるものとする。

第五條 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

2 前項の予算には、歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。

第六條 農林大臣は、拂戻金、返還

金、過誤受入金、及び預金利子を

の他の附屬雜收入をもつてその歳入とし、同法第八條及び第九條の規定による拂戻金(以下拂戻金という。)、同法第十二條第二項及び第四項の規定による返還金(以下返還金という。)、勝馬投票券の發賣による収入金の收納又は拂戻金若しくは返還金の支拂に伴う事故により不足した現金の補てん金(以下補てん金という。)、過誤受入金の拂戻金、第十條第二項の規定による一時借入金の利子並びに一般會計への繰入金をもつてその歳出とする。

第四條 前條に規定する一般會計への繰入金の額は、毎會計年度における歳入の收納額から拂戻金、返還金、補てん金、過誤受入金の拂戻金及び一時借入金の利子の支出額並びにこれらの經費の支出未済額を控除した金額に相当する金額とし、当該繰入金の繰入は、各競馬ごとに分割して各競馬終了の日から六十日以内になるべくすみやかに一般會計に繰り入れるものとする。

2 前項の場合において繰入に關する歳出予算額が当該繰入額に對して不足するときは、その不足額は、これを翌年度において繰り入れるものとする。

第五條 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

2 前項の予算には、歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。

第六條 農林大臣は、拂戻金、返還

金及び過誤受入金の拂戻金の現金支拂をなさしめる場合において必要があるとき、支拂元受高（歳入の収納済額、一時借入金、受入額及び國庫金繰入金の繰替額の現在額をいう。）の中から必要な資金を当該官吏に交付して、これを繰り替え使用せしめることができる。

2 前項の規定により交付を受けた資金は、その交付を受けた日から六十日以内にこれを戻入しなければならぬ。

第七條 この会計において毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第八條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

第九條 薪炭需給調節特別会計法（昭和二十二年法律第四十七号）第八條の規定は、この会計の一時借入金、利子の借入について、同法第十條、第十一條及び第十五條の規定は、この会計の予算及び決算について、同法第十七條の規定は、この会計の支拂義務の生じた歳出金の繰越について、これを準用する。

第十條 この会計において支拂上現金に余裕があるときは、大蔵省預

金部にこれを預け入れることができる。

2 この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担で一時借入金をし、又は國庫余剰金を繰り替え使用することができ。

3 前項の規定による一時借入金、は、当該年度内において、借り入れた日から六十日以内に、國庫余剰金の繰替金は、繰り替え使用した日から十日以内にこれを償還しなければならない。

第十一條 前條第二項の規定による一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が、これを行う。

第十二條 政府は、勝馬投票券の發賣による収入金の整理に関する事務の一部並びに当該収入金の拂込及び第六條第一項の規定により交付を受けた資金の現金繰送をその指定する銀行（日本銀行を除く。）に委託して取り扱わしめることができる。

第十三條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則
この法律は、競馬法施行の日から、これを施行する。

○荒本府委員 たいま本委員会の議題に相なりました当せん金附証票法案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

いゆる宝くじの發賣に關する根拠規定は、臨時資金調整法中に設けられてあつたのでありますが、本年四月同

法の廢止に伴ひまして、三月二十六日以後は新たな發行命令を出すことができないとなり、三月二十五日以前に命令の發せられていたもののみが、同法廢止後も發賣せられていたにすぎないのであります。今日インフレーションの高進を抑制するため、貯蓄の増進、租税の完納その他あらゆる手段を講じて購買力の吸収をはかる必要があるのがあります。現下の國民の射的的な心理をつかんだ購買力吸収手段もまた十分に認められるべきものと考えられます。すとも、この方法は政府の財源獲得の一助ともなり得るのであります。

他面、都道府縣におきましては、一般財源または公債によりがたい事業の財源獲得手段として、本制度の再現を期待しております。本制度の再現を期待しております。本制度の再現を期待しております。

以下その概要を申し述べます。第一は、從來宝くじは命令の定める法人をして發賣させることになつたものであります。この法律案におきましては、その目的に鑑みまして、証券の性格を鮮明にするため、政府または都道府縣がみずからこれを發賣することとしたのであります。なお都道府縣の發賣につきましては從來大蔵大臣の認可を必要としたのであります。これを内閣總理大臣の許可事項とし、内閣總理大臣は大蔵大臣に協議することとしたのであります。

第二は、發賣者たる政府または都道府縣は、その發賣、當籤金支拂を希望する銀行に委託することとしたのであります。

第三は、刑法の規定を解除して、發賣せられるこの証券の性質に鑑みまして、証券の條件その他の事項は、發賣前に告示することとし、なお當籤金品の最高額を法律に規定したのであります。

第四は、當籤金品の支拂に關して、當籤証券は完全な引換証券とし、証券を離れて、當籤金品を請求し得ず、また發賣者は當籤金品支拂の責任を有しないことを、規定の上で明確にしたことのであります。

第五は、この當籤金品の性質に鑑みまして、これに一時所得としての所得税及び不動産取得税を課さないこととしたのであります。

第六は、政府または都道府縣みずから發賣者となるため、歳入及び歳出の處理に必要な規定を設けるとともに、發賣等の委託を受けた銀行の經理については、これを通常の業務と明確に区分せしめ、これを通常の業務に流用することを禁止する規定を設けるとし、なお必要な罰則を規定したのであります。

以上、この法律案の要点につきまして御説明いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことを希望いたします。

次に、國營競馬特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。

今國營競馬法を制定いたしましたので、公正な競馬を行うため競馬を國營としたします。この競馬に關する歳入歳出のうち、勝馬投票券の發賣に關する歳入歳出は、性質上一般会計で經理することには不適当と存ぜられますので、今國營競馬特別会計を設置し、勝馬投票券の發賣に關する經理を

明らかにいたそうとするものであります。すなわち、この会計におきましては、勝馬投票券の發賣による収入金、勝馬投票券の發賣に伴う過誤受入金等の収入をもつて歳入とし、拂戻金、返還金、事故現金の補填金、過誤受入金の拂戻金、一般会計への繰入金等の費用をもつて歳出とするものであります。

以上の理由によりこの法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことを希望いたします。

○早稲田委員長 次に連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に対する引渡に關する法律案を議題といたします。本案の質疑を打ち切り討論を省略いたしまして原案通り可決確定いたしました。存じますが御異議はありますか。

○異議なしと（呼ぶ者あり）

○早稲田委員長 御異議はないようでありますので、原案の通り決定をいたします。

○早稲田委員長 次に薪炭需給調節特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○井出委員 たいま上提中の本案につきましては、論議はすでに過ぎておると存するものであります。本案を慎重に検討いたしました結果、修正を必要とするところを發見いたしましたので、ここに各派共同提案という形で修正動議を出したいと存じます。その修正案を朗讀いたします。修正の箇所は第七條の二を次のように改めたいと思

うのであります。

第九條 薪炭需給調節特別会計法（昭和二十二年法律第四十七号）第八條の規定は、この会計の一時借入金、利子の借入について、同法第十條、第十一條及び第十五條の規定は、この会計の予算及び決算について、同法第十七條の規定は、この会計の支拂義務の生じた歳出金の繰越について、これを準用する。

第十條 この会計において支拂上現金に余裕があるときは、大蔵省預

金部にこれを預け入れることができる。

2 前項の規定により交付を受けた資金は、その交付を受けた日から六十日以内にこれを戻入しなければならぬ。

第七條 この会計において毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第七條の二 政府は、薪炭の買入代金の支拂に關する事務の一部を農林中央金庫に委託して行はしめることができる。

政府は、日本銀行又は農林中央金庫に対し、薪炭の買入代金の支拂に必要な資金を交付することができる。

農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六條の規定にかかわらず、薪炭の買入代金の支拂に關する事務を行うことができる。

以上の通りであります。

次に簡単に修正の理由を申し上げます。今回の政府原案によりますれば、薪炭の買入代金の支拂につきましても、その事務の一部を一般の市中銀行あるいは農業協同組合または農業会等に委託することができると相なつており、またその場合におきまして、あらかじめ資金の交付をこれらの金融機関にいたしまして、代金の支拂に必要な資金を交付することができるようになつておるのであります。しかしながら、かような末端機關をして政府資金の取扱いをなさしめるといふことは、場合によりましては不必要な混乱を起す、こういうことも懸念せられますので、政府の代行機關としての役割は、一應日銀と農林中金の限度において一線を引いた方が適當であらう、かように考えるのでございます。私は先ほどの質疑において、森林組合などをやはり農業会や農業協同組合と同列におくべしという主張をいたしましたのでありますが、この点においては各委員において異論は一應ないのであります。今申し上げた末端機關ということになります關係

から、森林組合はもとより、一般銀行、農業協同組合、農業会、こういったものに對しては資金を流さない、その前の日銀及び農林中金の段階において一線を引くことが適當である、かように存するからでございます。何とぞ全会一致どうか御賛成をいただきたいのであります。なおこの薪炭資金は目下非常に緊急性が強調せられておるわけでございます。すでに政府資金も余すところわずか一億程度になつたと聞いておるのであります。会期逼迫の今日速やかにこの資金需要の關係からしても、本案を修正可決されんことをお願いする次第であります。

○早稲田委員長 本案についてはまだ質疑が打切つてなかつたようでありまして、この場合質疑は打切り討論にしたい、ただいまの井出さんからの修正動議が出たものと御了承を願ひたいと存じます。そこで討論に移ります。討論はございせんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 討論はないようでありますのでこれより採決いたします。まず國民協同黨井出君からの各派共同提案にかゝる修正案についての採決をいたします。本修正案に賛成の方の御起立を求めます。

〔議員起立〕

○早稲田委員長 起立議員。よつて本修正案は提案のごとく決定いたしました。

次に本修正案の修正部分を除いた原案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○早稲田委員長 起立全員。よつて本案は修正可決されました。

○早稲田委員長 次は國有鉄道事業特別會計及び通信事業特別會計における事業運営以外の行政に要する経費の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案を議題といたします。

○梅林委員 本案は昨日すでに質疑は終了したのであります。討論を省略いたされまして、ただちに採決せられんことを希望いたします。

○早稲田委員長 梅林君の動議のごとく計らつて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認めます。よつて本案はただちに採決に入ります。本案に對し御賛成の各位の御起立を求めます。

〔議員起立〕

○早稲田委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

午後零時九分休憩

午後零時四十八分開議

○早稲田委員長 休憩前に引續いて會議を開きます。

所得税法の一部を改正する等の法律案及び取引高税法案を一括いたしました議題とします。討論に入ります。まず社会革新黨本藤恒松君。

○本藤委員 所得税に對しまして、政府原案に對しましては反対いたしますのであります。社会革新黨といたしましては修正案を出したいと思つております。

その修正は、所得税の「第十二條第一項中「四千八百円」を「一万五千元」に改め」とあるのを「三万円」と修正したいのであります。その理由といた

しましては、今日のインフレのこういう經濟状態のときの一般國民の生活は、最低の生活者であつても一年に五万円、六万円の生活費はかかつておるのであります。これらはほとんど國民の最低生活費でありまして、こういうその日その日を送つておる最低生活者に對してもこれを月五万円の収入があるとして一年六万円となる。政府案の一万五千元の控除でいつた場合に、もし四万台の収益があつたとするならば、これに對する税金は相當な金額がかかります。こういうときにはこれらの家庭は必ず相當な悲劇を演じてゐるのであります。農村においてもまた一般市民層においてもこういう所得税の徵收法に對しては、いろいろ家庭の悲劇があるのであります。殊に農村や一般勤労大衆は働くことに一生懸命で、今日のインフレと闘つて、生活にはほとんど汲々としておりまして、税務署に申告するいろ／＼所得の手続きや何かに對しては、勤労大衆といふものは、こういう書類をつくつて、手続きをとつて免税になるような方法を講ずるといふこともなかなか困難でありますから、結局これを怠つたりした場合

には、思ひがけない税がかかつてくるということになるのであるから、私はある程度の社会政策として、免税点を引上げていただくのが今日の國民の實際の生活を保障してやるといふ上においては、當然の途であると思ひます。こういうようにいろ／＼な点から見ても、どうしてもこれはなすべきであります。むしろこの議會を通じて國民の一般に關係する酒、タバコあらゆるものに對しての税金は、ますます高率化していくのであるから、一般が儉

約して自分の最低生活の保障までその所得税の免税点を引上げるといふことは當然であります。どうかこの修正案に満場の皆さんが御賛成あつて修正されんことを望む次第であります。

○早稲田委員長 次に第一議員俱樂部の堀江君。

○堀江委員 時間が遅くなつておるので、簡単に修正案の要点を申し上げます。まず所得税法等の改正が政府原案によれば、私がいつか見解を述べたように、資本擁護である。大衆收奪であるといふことは、政府當局との質疑應答によりまして、ますますはつきりしたのであります。私はこれを適當に修正したいといふことを考えるのであります。まず所得税の基礎控除の点であります。これを「一万五千元」の原案を「六万円」にする。つまり五万四千の基礎控除にするという問題であります。この問題につきましては、物價指數からいつても、政府は百十倍の物價の値上げを計画しておりますが、去年にしても大体六十五倍の基準であります。昭和十一年の所得税の基礎控除は千二百円であつたわけでありまして、六十五倍にしても七万円見当の基礎控除、物價の指數から比率がさらに百十倍であつたならば、十三万なんぼの基礎控除が必要であるといふことであるが、政府當局のいろ／＼な答弁によりまして、國家財政が非常に窮乏しておるといふ意味において、少くも六万円ということに修正をするわけでありまして、

次に所得税率の問題であります。基礎控除が六万円に引上げれば、それから下の者はいくらほどになりますか。ただこの二十五万円以上の大所得

者から見て、基礎控除が六万円に引上げれば、それから下の者はいくらほどになりますか。ただこの二十五万円以上の大所得

者が下つておるといふことは、これは不当でありまして、資本擁護の一つの現われであり、二十五万円以上は政府原案よりも一〇%ずつ上げていくといふことでもあります。

次に法人税の問題であります。法人税を減額し、あるいは超過所得を減額することは政府の答弁によれば、資本の蓄積であるという答弁でありました。これは明らかに資本の擁護であるといふ意味において、こうしたものは昨年通りに据え置いて、引下げを認めないという問題であります。

次に物品税であります。物品税におきましては、高級品は引下げ、そうして生活必需品であるところのマッチや砂糖を大幅に上げておることも、大衆收奪の現われである。だからこれはもとのままにする。高級品を下げる必要はない。大衆品も必需品を上げることは全然反対であつてこれまで通りにする。それから酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、そうしたものを上げてはならない。これをあげるというところは鉄道運賃との関連を考へてみましても、政府は大いに暴利をとつておる。タバコにおいてもそうだが、酒においても暴利をとつておる。これは税の形であるが國民の生活に響く影響は大きいのでありまして、こうした値上げをしてはならないといふ意味において値上げを認めない。

それから次に國稅則取締法の問題であります。なぜ昨年度大衆運動が起つたかという問題、これは税制が悪いからであるが、なおこの税制は改悪である。私の今の修正案が通らなかつたらばより一層の改悪である。なお大衆運動は起つてくる。大衆運動を法律を

もつて抑圧するといふ政府の方針においては、タバコの問題にしても何にしても、絶対反対である。なぜ大衆運動が起るかといへばこれは大衆の收奪であるから起るのであつて、そうしたものに刑罰を強いることによつてこの收奪をする苛斂誅求のこの税法を實行するといふことに對しては断乎として反対せざるを得ない。

次に所得の査定について民主的な委員会をつくる、あるいは團體交渉権を認めるといふような項を入れるべきである。

それから農業者所得についてであります。農業者所得は政府の見解と私の見解は違ひます。現段階の農業者所得は勤勞所得にひとしいものであるから、勤勞所得に對すると同じように勤勞控除をなすべきであるといふ修正点を附加いたします。

それからこれに関連して政府のごまかしの一つであるところの所得税率を多少下げた。しかしこれはつきり大衆課税であるところの取引高税をこしらえておきます。これはこの所得税法等の一部を改正する法律案と関連のある問題でありまして、こうしたことは絶対にやつてはならない。いづれ政府の言う流通秩序を阻害する面も多いのでありまして、この関連において取引高税絶対反対である。

次に、農業者所得の問題について政府に希望意見を申し述べておきます。從來特に農業所得に對して過重であつたことはデヴィス課長の指摘した通りでありまして、再生産が可能な必要経費を見ること、また必要経費に對しましては、私のいづれ／＼委員会において希望した点を達成していただきたい。特

に政府に猛省をしていただきたいのは、家族労働の問題であります。

家族労働は現在の税法においては、ただで勤く勤物として取扱うわけでありまして、(討論はあとでやれと呼び、その他発言する者多し)これも修正なのである。

それから農村の民主化ということ、日本の民主化の基本である。それが農村民主化の基本であるところの農業協同組合に課税するといふことに對しては、断然反対である。

以上まだいろいろ意見はありますが、すこぶるせいておられるようでありますから、この程度で修正案を……。

○早稲田委員長 社会党を代表して川合彰武君。

○川合委員 所得税法の一部を改正する等の法律案中、私は第一議員俱樂部を除く各派を代表いたしまして、最初に修正案を述べます。

それは通行税法の一部改正中、第五條の附則の改正規定中(昭和二十三年法律第 号)を削除する。

次に物品税の一部改正中第一條第一項の改正規定のうち第一種、第三十八号中「玉露」を削る。

次に第二十三條關稅法の一部改正中第一〇一條三項「場合ニ限ル」を「海上保安官トス」に改め、「ニ於テ税關官吏ノ要求アル場合」及び「港域外ノ」を削る。

第二十四條、横須賀港を開港に指定する等の法律の一部改正中(昭和二十三年法律第 号)を削る。

次に、第三十九條施行期日のうち、「昭和二十三年七月一日」を「公布の日」に改め、「適用し、」の下に「通行税法第二條から第八條まで及び同法附則の改正規定は、政令で定める日から、」を加へ、(昭和二十三年法律第 号)を削る。

第四十四條、通行税法に關する経過規定中、「この法律」を「通行税法第二條から第八條まで及び同法附則の改正規定」に改める。

以上が各派共同提案になりましたところの所得税法の一部を改正する等の法律案中の一部修正案であります。

その修正理由は申し述べたまでもなく、主として事務的な問題であります。そのうちの物品税法の一部改正中「玉露」を削るというのは、玉露は元來綠茶であつて、綠茶がすでに物品税法の適用の対象になつてゐるというよう

な關係を考慮して玉露を削るというのとだけが主として実体的な修正の内容であります。何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。

次に同じく所得税法の一部を改正する等の法律案中、私は興業三派を代表いたしまして修正案を提出いたします。

それは第十三條第一項中二十万円を超える金額百分の五十までは政府の原案通り認めるのでありますが、二十五万円を超える金額を百分の五十五に改め、三十万円を超える金額を百分の六十と改めるといたしまして、順次五%ずつ改めて、五百万円を超える金額を百分の八十五というようにいたし、從

つてまた第十三條第二項及び第三項の改正規定を削除するというのが修正案の内容であります。

この修正案は健全財政を維持せんがためにいろいろなことが問題になつたのでありまして、御承知の通り、そのためにわれ／＼興業三派の間には三党首の会談を開き、そして健全財政維持のために合理的なる／＼の修正をいたしたのであります。ところでそのうち最も問題になつたのは鉄道運賃の倍率を引下げるといふようなこと、その他の關係からいたしましてこれを特別會計の赤字を一般會計から補填するた

めに主として應能負担の原則に基いて高額の所得者から一層の徴税を行いたといふような見地から今申し上げたような修正案を提出するに至つたものであります。私は現下の状況から考えまして、各方面において非常に納税力が欠乏を起していることは事實であると思ふのであります。應能負担の原則からいいますならば、どうしても私は今日の徴税の対象になり得るものは高額の所得者であり、それも二十五万円以上の所得を有する者から、こ

ういふような納税をしていただくことが妥當であるといふような見地から、税率を各段階において五%ずつ上げるといふことはすこぶる理由のあることと存するのであります。こゝういふようなことによりまして、私は一方において國民の負担に對する増加となるところの鉄道運賃倍率が政府の原案よりも低下し、それによつて大衆の負担が軽減される反面において、この所得税法の一部を修正することによつて、私は主として高額所得者が分に應じたところの納税を負担するといふことはすこぶ

る時宜に達したものであるというように考へるのであります。

以上のような理由からここに修正案を提出したのであります。同時に、同時にここに私は強く政府に警告をしておきたい点は、三党首会談の主たる内容であつた一点であります。今回所得税中において、徴税の実際において政府の予算以上に百六十億円の増徴をすることになつております。そうしてその増徴の主たる部分は、主として高所得者からとることになつてい

るわけでありまして、徴税の実際にあつては、ややもすれば一番イージー・ゴーイングな方法によつて低所得者からとることになつてい

てあります。そういうことのないように嚴重なる監督をしていただきたい。こういうようなことを含めて、ここに税率の変更を修正案としたわけでありまして、いづれ討論の際申し上げることを思ひますが、修正案の理由を簡単に申し上げたのであります。

○赤松(男)委員 今の川合君の趣旨弁明中に、第一議員俱樂部を除く各派を代表してという言葉がありました。この点は私は各派交渉委員をやつてい

る関係で絶えず問題になりますので、この際明白にしておきたいことは、第一議員俱樂部を代表して堀江君が先ほどの修正案を出されたのであるか、それとも第一議員俱樂部に所屬する堀江議員個人が出されたものであるか、この点をひとつ明白にしておいていただきたい。

いは第一議員俱樂部全員を代表しておられるか、明確にしておいていただきたい。

○堀江委員 その点におきまして、第一議員俱樂部の性格はどういうものであるかということから説明すれば御了解いただけるのではないかとお

思ひます。御承知の通り第一議員俱樂部は無所属をもつてするところの、院内の交渉の団体と解すべきでありまして、第一議員俱樂部でこういうことをかりに

きめる。運賃値上は反対だということにしては反対だということがきまるのであります。税制に

対であります。しかしながらさきにも言いましたように、採決の際には自由である。拘束されないということであ

れば、私は個人ではない。しかしながら全部の意見であるかどうかというこ

とは採決してみなければならぬ。

○川合委員 先ほど各派の共同提案のうち第一議員俱樂部を除くと申し上げ

ましたが、第一議員俱樂部所屬の堀江君を除くといふことと思ひます。

○早稲田委員長 次に移ります。民主

○梅林委員 去る二十九日行われまし

たところの興業三派交渉会談の結果、

入するものを除く、以下同じ。)を加

第三十三号第三項中「第四十号」を

「第三十九号」に改める。

第四十九條第一項及び第二項並びに

第五十條第一項中「昭和二十三年七月

一日」を「この法律の公布の日」に改め

以上でございます。何とぞ皆さんに

は右修正案に御賛同あらんことを切望

いたします。

○早稲田委員長 ほかに修正案はあり

ません。一、ないようでございます。

○内藤委員 私はただいま川合、梅

属の堀江君の修正案のうち、取引高税の全面的反対に対しては賛成するのでございませう。従つて私は過日來連日審議に参加し、なお政府の意図とするとこの各般の政策を推定し、國家經濟並びに國民經濟の両面に立脚して研究の結果、大體本法案については特に所得税法の一部を改正する等の法律案については、不満足ながら先の理由に基きまして政府原案に賛成するものでございませう。それで所得税は、法案に規定されてある通り、繰収入より繰支出金を控除した残額が所得であると思ひます。これが今次の更生決定に見られたように、政府の見込んだ所得と國民の所得と相當開きがある。これをいかに調節するかということが、本法案において如実に現れております。さればたとえ企業の種類にはいろいろあるが、税法上の所得は、農業であらうと商業であらうと、はたまた勤勞所得であらうと、皆歸するところは一つの所得であらうと思ひます。にもかかわらず所得發生の過程が異なる。すなわち農業所得者と商業所得者と、その所得を發生せしめる過程がおの／＼違つてあらうと思ひます。その最終の所得計算が非常に不公平であるという点を特に指摘しておきます。控除はどういうことかと申しますと、農業所得者と勤勞所得者の場合にこれははつきり出ております。その第一点は、すなわち農業所得者は、單に基礎控除一万五千円だけであるが、勤勞所得者の方は一万五千円の上に、なお勤勞控除が特別に三万五千円を認められておる。こういうふうには、所得を生むところの過程とその結論において、なぜこういふふうな面を政府はもう少し研究せられな

いかという点は、これは了解したい点であります。さらに当委員会及び政府当局においてこれを再検討せられることを私は望むのであります。次は間接税のうち特に從量税であります。これは最前ありました通り、マツチ、砂糖等、國民生活と切り離すことのできないものに対して、なお税率を引上げておる。これは、今日のわが國民の私經濟はいまさら私が申し上げるまでもないが、ただちに國民生活を圧迫するとともに、大衆課税の弊に陥りやすい。取引高税においても同じような結果で、しかも脱税を誘發せしめる、こういうような点において特に考へてもらいたい。ために私は本法案につきましては、無條件でもつて政府案に賛成はできたいのである。私が最前指摘した諸点は、特に当局において一層の研究を続けるという承しをします。よつて大體不満ではあります。本法案に賛成します。

次に本法案につきまして與黨三派から修正案が出ておりますが、この修正案につきましては私同調しかねる、すなわち反対の意を表するものであります。その理由といたしましては、本修正案は二十五万円の所得者を一應高所得者と見ておられるのであります。すなわち高所得者とみなすところの境界をどの辺に求めておられるか、これが非常に了解しがたいのであります。この二十五万円の所得者を高所得者と見るということは、日本の經濟を無視したように思われるのであります。それは現在の通貨價值より判断してもらへばおのずからわかると思ひま

す。まず取引の發生とともに、大體所得が確定される、こういうふうな行為の連続の決算によつて最終の所得が合計せられる。しかしして税法の適用は第一回のいわゆる所得の發生という面と、實際納税をするというところに、相當の時間的ずれがあります。當時の通貨が安定しているとか、あるいは物價が今日のようになさほど上つていないとか、あるいは比較的安定通貨と申しますか、さような經濟機構においては、一應安定しておると見られますが、今日のごとく、非常に物價の高騰率がきつという面から行きまして、所得というものの面において、あるいは貨幣の價值という面において、この二十五万円はあまりにも昔に比較したならば小企業者に類似するところのものである。かように私は思ひます。すなわち今日與黨三派がきめておられますところの二十五万円という一線は、昔の最も小さいところの企業者であるように考え、またそのように計算が出ておるように思ひます。いかに小企業者であるとしても、企業者である以上は、いわゆる資本というものをもつてかかつておられます。その資本の減價をどういふふうに見積られ、あるいはどういふふう

い、それくらい經濟建設ということが無視せられておると私はかように思ひます。よつていわゆる財政面よりの、歳入の点から見ても、この点においては、ほかから何とか自然増収あるいは経費の節減において、こういうふうな税率の変更をしなくともいけるのではないかと、こういうふうな思い、研究の結果、あらゆる面を検討して本修正案は合理的でないと思ひます。よつて反対するものであります。次に取引高税は、これは最前も申しました通り、全面的に反対の意を表するものであります。その理由とするところは、まづた國民所得を無視して、もつぱら國家財政面に立脚しての立法のようにならねます。すなわち日本經濟の復興あるいは外資導入態勢の確立をもつて任とするところの今日の政府が、國民の私經濟を破壊して國家財政を守らんとするきわめて矛盾した一面を暴露しておるようには私は考へます。すなわち本法案の実施にあたつて、当然少しでも常識をもつて判定するならば、物價の騰貴あるいはインフレーションの助長、消費者負担の加重、苦しまぎれの脱税の誘發あるいはやみ取引の助長等、産業再建のためになる現象は一つも算えられていない。なお私たちが一應考へてみなければならぬのは、各種の陳情、すなわち國民の声をいかに皆さんが受取つておるかということでありませう。各委員がこの陳情の趣旨をいかに受け取られたかは、その主観的判断に任ずるといたしまして、わが党は本法は惡法なるゆゑをもつて阻止せしめてくれ、こういうふうな受け取りました。しかしこれはこのまま無條件に受け取つたのではなくて、慎重審議した

結果、私たちはこれを國民の声として受け取つて惡法なりと断定するのであります。従つてこの法案の反対につきましては、國家財政面において齟齬を來すのではないかと、こういうような点がございませう。この点につきまして、種々研究の結果、自然増収から十分見られる。あるいは主税局の現在扱つているところの直間税の本法案以外の方に全力を注いだならば、十分な、いわゆる予定の財政と申しますか、歳入が確保せられるという確信をもつております。こういうふうな面からと、なお一つ最前申しました物價の騰貴、インフレーションという面において實際から見ていきますと、大きな企業といひますか、一貫性をもつて作業しているところの会社の経営といひますか、あるいは個人の企業形態は、取引高税がかかつてまいりませんが、中小企業者であるところの者は、仕入れに何階段かの手数を要するわけでありませう。この手数において、結局無實力の中小企業者は高い物を仕入れなければならぬ。従つて一般にあらゆる面で購買力が低下する。これを抑えるだけの力がないうことになれば、先ほどの討論の通り經濟界を混亂に陥れると思ひます。

なお最後につけ加えて申し上げたいのは、私たちは國家財政の負担といふことは十二分に承知しております。が、一つの企業を發行する場合に、御存じの通り所得税がかかつてくる。あるいは取扱い種目によつては物品税がかかつてくる。また取引高税がかかつてくる。その他地方税も負つていかなければならぬ。こういうふうな総合的なあらゆる税負担をいたしますと、

す。まず取引の發生とともに、大體所得が確定される、こういうふうな行為の連続の決算によつて最終の所得が合計せられる。しかしして税法の適用は第一回のいわゆる所得の發生という面と、實際納税をするというところに、相當の時間的ずれがあります。當時の通貨が安定しているとか、あるいは物價が今日のようになさほど上つていないとか、あるいは比較的安定通貨と申しますか、さような經濟機構においては、一應安定しておると見られますが、今日のごとく、非常に物價の高騰率がきつという面から行きまして、所得というものの面において、あるいは貨幣の價值という面において、この二十五万円はあまりにも昔に比較したならば小企業者に類似するところのものである。かように私は思ひます。すなわち今日與黨三派がきめておられますところの二十五万円という一線は、昔の最も小さいところの企業者であるように考え、またそのように計算が出ておるように思ひます。いかに小企業者であるとしても、企業者である以上は、いわゆる資本というものをもつてかかつておられます。その資本の減價をどういふふうに見積られ、あるいはどういふふう

い、それくらい經濟建設ということが無視せられておると私はかように思ひます。よつていわゆる財政面よりの、歳入の点から見ても、この点においては、ほかから何とか自然増収あるいは経費の節減において、こういうふうな税率の変更をしなくともいけるのではないかと、こういうふうな思い、研究の結果、あらゆる面を検討して本修正案は合理的でないと思ひます。よつて反対するものであります。次に取引高税は、これは最前も申しました通り、全面的に反対の意を表するものであります。その理由とするところは、まづた國民所得を無視して、もつぱら國家財政面に立脚しての立法のようにならねます。すなわち日本經濟の復興あるいは外資導入態勢の確立をもつて任とするところの今日の政府が、國民の私經濟を破壊して國家財政を守らんとするきわめて矛盾した一面を暴露しておるようには私は考へます。すなわち本法案の実施にあたつて、当然少しでも常識をもつて判定するならば、物價の騰貴あるいはインフレーションの助長、消費者負担の加重、苦しまぎれの脱税の誘發あるいはやみ取引の助長等、産業再建のためになる現象は一つも算えられていない。なお私たちが一應考へてみなければならぬのは、各種の陳情、すなわち國民の声をいかに皆さんが受取つておるかということでありませう。各委員がこの陳情の趣旨をいかに受け取られたかは、その主観的判断に任ずるといたしまして、わが党は本法は惡法なるゆゑをもつて阻止せしめてくれ、こういうふうな受け取りました。しかしこれはこのまま無條件に受け取つたのではなくて、慎重審議した

結果、私たちはこれを國民の声として受け取つて惡法なりと断定するのであります。従つてこの法案の反対につきましては、國家財政面において齟齬を來すのではないかと、こういうような点がございませう。この点につきまして、種々研究の結果、自然増収から十分見られる。あるいは主税局の現在扱つているところの直間税の本法案以外の方に全力を注いだならば、十分な、いわゆる予定の財政と申しますか、歳入が確保せられるという確信をもつております。こういうふうな面からと、なお一つ最前申しました物價の騰貴、インフレーションという面において實際から見ていきますと、大きな企業といひますか、一貫性をもつて作業しているところの会社の経営といひますか、あるいは個人の企業形態は、取引高税がかかつてまいりませんが、中小企業者であるところの者は、仕入れに何階段かの手数を要するわけでありませう。この手数において、結局無實力の中小企業者は高い物を仕入れなければならぬ。従つて一般にあらゆる面で購買力が低下する。これを抑えるだけの力がないうことになれば、先ほどの討論の通り經濟界を混亂に陥れると思ひます。

なお最後につけ加えて申し上げたいのは、私たちは國家財政の負担といふことは十二分に承知しております。が、一つの企業を發行する場合に、御存じの通り所得税がかかつてくる。あるいは取扱い種目によつては物品税がかかつてくる。また取引高税がかかつてくる。その他地方税も負つていかなければならぬ。こういうふうな総合的なあらゆる税負担をいたしますと、

結果、私たちはこれを國民の声として受け取つて惡法なりと断定するのであります。従つてこの法案の反対につきましては、國家財政面において齟齬を來すのではないかと、こういうような点がございませう。この点につきまして、種々研究の結果、自然増収から十分見られる。あるいは主税局の現在扱つているところの直間税の本法案以外の方に全力を注いだならば、十分な、いわゆる予定の財政と申しますか、歳入が確保せられるという確信をもつております。こういうふうな面からと、なお一つ最前申しました物價の騰貴、インフレーションという面において實際から見ていきますと、大きな企業といひますか、一貫性をもつて作業しているところの会社の経営といひますか、あるいは個人の企業形態は、取引高税がかかつてまいりませんが、中小企業者であるところの者は、仕入れに何階段かの手数を要するわけでありませう。この手数において、結局無實力の中小企業者は高い物を仕入れなければならぬ。従つて一般にあらゆる面で購買力が低下する。これを抑えるだけの力がないうことになれば、先ほどの討論の通り經濟界を混亂に陥れると思ひます。

なお最後につけ加えて申し上げたいのは、私たちは國家財政の負担といふことは十二分に承知しております。が、一つの企業を發行する場合に、御存じの通り所得税がかかつてくる。あるいは取扱い種目によつては物品税がかかつてくる。また取引高税がかかつてくる。その他地方税も負つていかなければならぬ。こういうふうな総合的なあらゆる税負担をいたしますと、

結果、私たちはこれを國民の声として受け取つて惡法なりと断定するのであります。従つてこの法案の反対につきましては、國家財政面において齟齬を來すのではないかと、こういうような点がございませう。この点につきまして、種々研究の結果、自然増収から十分見られる。あるいは主税局の現在扱つているところの直間税の本法案以外の方に全力を注いだならば、十分な、いわゆる予定の財政と申しますか、歳入が確保せられるという確信をもつております。こういうふうな面からと、なお一つ最前申しました物價の騰貴、インフレーションという面において實際から見ていきますと、大きな企業といひますか、一貫性をもつて作業しているところの会社の経営といひますか、あるいは個人の企業形態は、取引高税がかかつてまいりませんが、中小企業者であるところの者は、仕入れに何階段かの手数を要するわけでありませう。この手数において、結局無實力の中小企業者は高い物を仕入れなければならぬ。従つて一般にあらゆる面で購買力が低下する。これを抑えるだけの力がないうことになれば、先ほどの討論の通り經濟界を混亂に陥れると思ひます。

われ／＼の生計費と申しますか、あるいは所得面からその何パーセントが税に交つていくか、そういう点は当委員会におきましては皆十分御存じのほうです。それから、それ以上掘り下げたいしませんが、こういうふうな面からいいたしまして、私はこの法案に民主自由党を代表いたしまして、反対の意を表するものであります。

○中崎委員 私は日本社会党を代表いたしまして、所得税法の一部を改正する法律案につきまして、わが党の川合君の修正案に対し、さらに取引高税法案案については、民主党の梅林君の提案に対し、賛成の意を表せんとするものであります。社会革新党の修正案の趣旨は、趣旨においては異論のないところでありまして、国家財政の現地からこれを見ますならば、

事情においては大きな穴を生ずる点も考えまして、その他に適當な財源を見出し得ない現状においては、やはりこれに反対せざるを得ないわけでありま

す。第一議員俱樂部の堀江君の提案に對しましては、國家、政治、經濟、財政の現地を知らないか、少くとも現地に目をおおんとするところの意見でありまして、これに對しては一顧の

價値もないとわれ／＼は感ずるものであります。所得税法の一部を改正する法律案につきましては、今回の財政の面において非常に大きな國民に對する負担となるわけでありまして、われ

われもはたしてこれを推し進めていくならば、國民に對する大きな負担の加重となるわけではないかということをおそれるわけでありまして、これ

れからも先ほど申しますように、國家財政の現地から、この程度のこと

はまことにやむを得ないと考えるわけでありまして、ところでわれ／＼はここに特に政府に對して要望しなければならぬものは、負担の公平を期するということでありまして、昨年度の租税徴収の実績から見ても、何と申しましたも負担の上に公平を欠いておるやうなところが多く考えられるわけでありまして、今回の多大なる租税の徴収に對しては、より一層の注意をもたれまして、負担の公平を期する上において万全を期していただきたいと思うのであります。

さらにまた課税の方法につきましても、民主的な課税の方法によりまして、でき得べくんば諮問委員會を設けられまして、民情に即した方法によつて租税の徴収をされんことをお願いする次第であります。

さらにまた徴収の実地につきましても、どこまでも納得のいく徴収方法によるべきでありまして、これに對しては租税完納運動本部等も全面的協力をして、眞に上下こそつてその目的の達成に協力すべきものであると考

えるのでありますけれども、その実地は何といたしまして、末端における税務官吏の心がけ一つにもよる事情でありますので、この点については十分戒

飭されまして、國民から恨まれぬやうな方法において租税の徴収をされんことをお願いする次第であります。さらにまた徴収の時期につきましても、政府においては、今年度は昨年の経験に鑑みて十分の注意をすると言つておられるけれども、すでに半ばを経過せんとする現地において、さらにこ

れから莫大の所得税等をかけられる面から見ますと、やはりまたこの徴収

も下期に偏るといふことは明らかな事でありまして、速やかに適正な方法を考えられまして、一日も早く徴収の方法について確定的な手段を用いられまして、時期のずれによつていたずらに財界を圧迫し、あるいは國民に苦痛を加ふるやうなことの無いように希望する次第であります。

また二十五万円以上の所得者に対しましては、さらに政府原案よりも五%の増徴を要求しておる次第でございますが、これによつて二十億の増徴を期待しておるわけでありまして、この金額は決して少額ではありませんけれども、あらゆる面から考えまして、殊

に鉄道運賃等の減額によりまして、國民大衆の負担を軽減する趣旨から言へば、まことにやむを得ないわけであり

ますので、これらの点についても公正な方法によつてその目的を達せられんことをお願いする次第であります。さらにまた五十万円以上の所得者に對しましては、その脱税に十分の注意

をされまして、いやくも租税の面において不当に免れる者のないようになされることによつて、それ以下の少額の所得者に非難されぬことを特に私としてあらためて要望する次第であります。

次に蔬菜取引高税についての修正案に對しましては、國民生活に密接な關係のあります主食についてはすでに政府側において課税しないことになつておるわけでありまして、そのほか臨時物資需給調整法に基づくところの國民生活に必要な物資に對しまして

も、やはりこれに課税することは安当でないと考えられるわけでありまして、この点について修正案を提案したわけ

であります。われ／＼は取引高税が決していい税でなく、むしろ悪税であるといふことを考えておるわけでありまして、むしろその全廢をも考えておつたわけでありまして、これとて國家財政の現地より見まして、まことにこれをやむを得ないものとして、一部修正の形において承認するものでありますけれども、その弊害でありまして、その物價の引上げ、あるいは勤勞大衆に對する課税となる点に鑑み

まして、その徴収の方法につきましても最も公正に、しかも脱税のないやうに適宜考慮されんことを希望いたしまして賛成の趣旨にかゝる次第でございます。

○梅林委員 ただいま議題となつておりますところの所得税法の一部を改正する等の法律案並びに取引高税法案の修正案、並びに修正案の部分を除く原案に對しまして賛成の意を表するものであります。

このたびの税制改正を見ますときに、財政收支の均衡化ということがまず根本課題と相なつておるのであります。これはドレーパー使節團の勧告に對する政府の回答であり、また一面われ／＼考えますときには、敗戦國

家といふことを國民大衆に對し、税の負担の高課であるといふこともまた万やむを得ない点であると思はれるのであります。しかしながら過去一年のわれわれのこの税に對する経験によつてこのたびの税法改正をいかに民主的に國民の納得できるやうなものとする

か、しかもその民主的に決定されたものに對していかようにして租税を完納せしめるか、あるいはまたこの課税によつて國家の將來に對して國民間に

けるところの感情あるいは思想の上に亀裂を生ぜしめるやうな危険はないかどうかといふことにつきまして、大いに反省しなければならぬと思つております。換言いたしますならば、國民大衆をして民主的に決定せられたる租税を完納させ、しかもそれは納得のもとに完納せしめることができるや否やといふことが考えられるのであります。物價資金の悪循環はもとや

り、政府の企圖するがごとく中間安定帶が實現し、あるいは資金に對する物價の裏づけが企圖のどく實現せざる場合においては、このたびの税の改正

は結果において勤勞國民大衆に對し、あるいは特に中小工商業者に對しまして最も大なる被害となつて現われるのではないかと申すのであります。この

たびの予算案を通読いたしまして、租税收入の全收入に對する割合は昨年に比し激増しておるのであります。昨年度總予算において六三・三%であつたものが本年度においては六五・九%である。しかも金額の面から見ますならば、昨年度の約二倍と相なつておるのであります。さらに所得税の總稅收

の中において占める割合は五〇・八%から本年度においては五五・五%に増大し、歳入増加は所得税の増によるところがあるのは大きなものであります。要するにこのたびの所得税改正は、勤勞者に對する當局のせつかくの好意ある大幅な控除も、あるいは物價改訂によつてこうむるところの影響と相殺さ

れるやうな危険はないかどうかといふことも考えられるのであります。次に、他方先ほど修正意見で申し上げ

げましたごとく、取引高税は三覽官会談によつてその妥結をみたといひ、これが大衆課税であり、あるいは先ほど社会党中崎委員からお話のごさいましたごとく悪税であることも、われわれはよく承知しておるのであります。が、今さらこれをかれこれ論議すべきではなく、本税は、欧米諸國においては事實上において歴史的にその経過から見まして、必ずしも悪税の結果を収めていない。場合によつては、それら諸國の再建に貢献しておるところもな

いは言えないのであります。しかしながら本税がいわゆる大衆課税に墮し、大衆に対する負担の轉嫁を最小限度に止めなくてはならないというのが、先ほどのわれわれの修正の本意でもあつたのであります。

政府はこのたびの税制改正により納税に關する國民指導あるいは國民運動を展開されるということをし、われわれに申しておられるのであります。が、國民自身に対する指導ももとより必要でありますけれども、まずこれを租税という面において啓蒙し、教育しなければならぬのは、その直接担当するところの税務官吏自身に対する教育であらねばならぬと私は思うのであります。これらの教育が不徹底のため、實際面においては、実に言語に絶するやうな実情が多々あることは、皆様の御存じの通りであります。このやうな意味において、短期の講習にしろ、あるいはその講習の経験を實際に経た者をさらに教育するところの教育機関をつくる等、いろいろ設備を考慮いたされまして、將來國民大衆に對しまして、租税完納が國民の義務であるという理念をはつきりさせるために

も、まず租税行政官の教育をお願いしたいことを、くれぐれも切望する次第であります。

われわれはこのたびの總予算を通過いたしますときに、収支の面においてこのたびの大蔵大臣を初め大蔵當局のなされた予算の内容は、おそろしく過去二十年間の歴代内閣においては見られなかつた内容であるということを見て、私は心から敬意を表するのであります。かくのごとく血の汗にむかひあるいはこの誠意を集結して、さらにこれを租税の面においてなされるならば、私は必ずやその成果を期してまつべきものと信ずるのであります。以上大要意見を述べまして、私は民主党を代表して賛成の意を表するものであります。

○早稲田委員長 堀江君。

○堀江委員 今回の所得税法の一部改正の法律案が直接税中心より間接税中心に移行しているという点について、われわれは修正案のごときものをまつていますが、社会党方面からいろいろ妨害がありますので……妨害とは何だ」と呼び、その他発言する者多く、聴取不能。この修正案に対して中崎委員から、國家の財政の角度から差支えないものだといふ御指摘がありました。が、社会党に逆に反問したい。社会党は勤労大衆の政党であると称して、いながら、この砂糖消費税とか、清涼飲料税とか酒税とかあるいは物品税を承認されているのは、大衆の負担を増すという点において、勤労階級、労働大衆を圧迫するものであることを私は指摘せざるを得ないのであります。私は時間過ぎましたので、ただその点を指

摘して、私の討論にかえます。

○早稲田委員長 討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

まず社会革新党本藤恒松君提出の修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立少数。よつて本修正案は否決されました。

次に、第一議員俱樂部堀江君提出の修正案のうち、所得税に關する部分の採決をいたします。右堀江君の所得税の修正部分について賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立少数。よつて本修正案は否決されました。

次に、第一議員俱樂部堀江君を除く各派共同提案の修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立多数。よつて川合君提案にかゝる右修正案は提案のごとく決定いたしました。

次に、川合彰武君並びに梅林時雄君提案の社会党、民主党、國民協同党三派共同提案の修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立多数。よつて本修正案は提案のごとく決定いたしました。

最後に、右修正部分を除いた所得税の原案に對し賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立多数。よつて修正部分を除いた所得税の原案は決定い

たしました。次は、取引高税に關する採決をいたします。右修正部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立多数。よつて所得税法の一部を改正する等の法律案及び取引高税法案の両案はいずれも修正議決されました。

○早稲田委員長 次に、印紙をもつてする歳入金納付に關する法律案を議題といたします。右案は質疑を打ち切り討論に入ります。塚田君。

○塚田委員 本法案は提案の理由の御説明にもありますように、取引高税法の制定に關連して必要となつたのでありまして、私も取引高税法に全面的に賛成をいたしません立場上、本法案は必要がないといふふうに考えますので、これについて反対をいたします。

○早稲田委員長 ほかに御意見はありませんか。討論は終局いたしました。これより採決に入ります。本法に御賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決されました。

それでは休憩いたします。

午後一時五十二分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔參照〕

連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に對する引渡に關する法律案（内閣提出）に關する報告書

一、本案の要旨及び目的

本案は、連合國占領軍の管理下にある貴金屬等が解除された場合において、その代替として金貴金屬から貴金屬の地金を連合國占領軍に引き渡すことができる旨の規定を整備するとともに、その引渡に關する義務關係を明確にし、併せて價格面における時差的調整を図るため、解除を受けた者に一定の納付金を納付せしめることとしたものである。

二、本案の可決理由

本案は連合國占領軍の管理下にある貴金屬等が解除された場合の必要なる規定を整備したもので、大体において妥當なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年七月二日

財政及
金融
委員
早稲田柳右二門

衆議院議長松岡駒吉殿

新炭需給調節特別會計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

一、本案の要旨及び目的
今回の改正は次の二点である。
第一、新炭証券、借入金及び一時借入金の限度額は、現在最高三十億圓となつてゐるが、新炭手持量の最も多い九月において、約五十五億圓の資金を必要とするので、限度額を五十五億圓に引き上げるのである。

第二、新炭買入代金の支拂方法は、従來は専ら農林中央金庫を通

じて行つてきたが、今般農業協同組合、農業会又は市中銀行においても支拂を受けることができることとした。

二、本案の修正議決理由

本案は大体において適切なものと認められたが、買入代金の支拂等に関して別紙の通り修正議決した次第である。

昭和二十三年七月二日

財政及び金融
委員
早稲田柳右エ門
衆議院議長松岡駒吉殿

(小字及び一は修正)

薪炭需給調節特別会計法(昭和二十二年法律第四十七号)の一部を修正する法律案の一部を次のように修正する。

第六條中「三十億圓」を「五十五億圓」に改める。

第七條の二 政府は、薪炭の買入代金の支拂について、その事務の一部を銀行(日本銀行を除く。以下同じ。)農業協同組合又は農業会に委託することができる。

前項の場合において、政府は、日本銀行又は農林中央金庫に対し、資金を交付して、銀行、農業協同組合又は農業会が行う薪炭の買入代金の支拂に必要な資金の交付をなすことができる。

農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六條の規定にかかわらず、

改の買入代金の支拂に関する事務を行うこと項の資金の交付に関する事務を行ふことができる。

この法律は、公布の日から、これを施行する。

國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に要する経費の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

國有鉄道事業特別会計の所屬として経理している経費のうち、事業運営以外の行政に要する経費と認められるもの、又通信事業特別会計の所屬として経理している電波の管理に関する経費は、企業の運営以外の行政費に属するものであるから、これを一般会計から同特別会計に繰り入れることとしようというのである。

二、本案の可決理由

これら兩会計は、いわゆる企業会計であるので、その事業の企業的な運営に資し、且つその健全な発達に資するために、その財源は一般会計から同特別会計に繰り入れることが適當である。以上が本案可決の理由である。

昭和二十三年七月二日

財政及び金融
委員
早稲田柳右エ門
衆議院議長松岡駒吉殿

所得税法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的
今回の税制改革は大体次の通りである。

1 所得税については、賃銀、物價等の変動に伴う所得状況の推移、課税の事情に照し、負担を軽減するため、基礎控除、扶養控除、勤労控除、税率等につき所要の改正を行つた。

2 法人税については、産業の振興、外資の導入、株式の大衆化等に資するため、負担を軽減する。なお、特別法人に関する規定を法人税法に統合した。

3 物價の変動に即應して、間接税中從量課税の酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、マッチ、あめ類に対する物品税並びに定額税率による登録税、骨ばい税及び印紙税について相當の増徴を行い、なお、物品税を課せられる物品中負担過重と認められる特定のものについて税率の調整等を行うこと。

4 有價証券移轉税及び取引税について相當の増徴を行い、通行税については、従来の從量税率を從價税率に改めること。

5 経済諸情勢の変動に即應して租税收入を確保し、財政の基礎を堅実ならしめるとともに所得税、法人税の一部を補てんするため、取引高税を創設すること。

6 最近における徴税の実情に照み、加算税、追徴税、罰則等に関する規定の改正を行うとともに、直接國税に関する調査権限の拡充等を行い、脱税の防止、取締に資すること。

二、本案の修正議決理由

賃銀、物價等経済諸情勢の推移に應じて、國民の租税負担を調整、合理化するとともに財政需要に對應して、租税收入を確保することが必要であり、本案は大体においてその要請を満たすものであるが、所得税の税率等について、一部不合理と思われる点があるので、別紙の如く修正議決した次第である。

昭和二十三年七月二日
財政及び金融
委員
早稲田柳右エ門
衆議院議長松岡駒吉殿
(小字及び一は修正)
所得税法の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。
所得税法の一部を改正する等の法律目次
(以下略)
所得税法の一部を改正する等の法律第二條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

(以下略)

第十三條第一項中	
「二万円以下の金額 一万円を超える金額 一万五千円を超える金額 二万円を超える金額 三万円を超える金額 四万円を超える金額 五万円を超える金額 七万円を超える金額 九万円を超える金額 十二万円を超える金額 十五万円を超える金額 二十万円を超える金額 二十五万円を超える金額 三十万円を超える金額 五十万円を超える金額 百万円を超える金額	百分の二十 百分の二十五 百分の三十 百分の三十五 百分の四十 百分の四十五 百分の五十 百分の五十五 百分の六十 百分の六十五 百分の七十 百分の七十五 百分の八十 百分の八十五 百分の九十 百分の九十五 に改める。

三十万円を超える金額
五十万円を超える金額
七十万円を超える金額
百万円を超える金額
二百万円を超える金額
五百万円を超える金額

同條第二項を削り、同條第三項中
【第二項】を【前項】に改め、【前項】
規定の適用がある場合においては、
同居親族の課税所得金額の合計額の
百分の八十に相当する金額】を削
る。

第五條 通行税法（昭和十五年法律
第四十三号）の一部を次のように
改正する。

（以下略）
附則に次の三項を加える。

國有鐵道（國有鐵道ニ關聯スル
國營船舶ヲ含ム以下同ジ）ニ付
テハ當分ノ間第二條ノ旅客運賃
ハ國有鐵道運賃法（昭和二十三
年法律第 号）第三條及第
四條ニ規定スル運賃ノ百五分ノ
百、第三條ノ急行料金又ハ准急
行料金ハ同法第六條ニ規定スル
料金ノ百二十分ノ百、第三條ノ
寢臺料金ハ同法第九條ノ規定ニ
依リ運輸大臣ガ定ムル料金ノ百
二十分ノ百トス
前項ノ運賃又ハ料金ニハ國有鐵
道運賃法第八條ノ規定ニ依リ運
輸大臣ガ變更スル運賃又ハ料金
ヲ含ムモノトス
國庫出納金端數計算法（大正五
年法律第二号）第一條第一項

百分の六十
百分の五十五
百分の六十
百分の六十五
百分の七十
百分の七十五
百分の八十
百分の八十五
百分の九十

（同法第二條第一項ニ於テ準用
スル場合ヲ含ム）ノ規定ハ當分
ノ間國有鐵道ノ乗客ニ對スル通
行税ニ付テ運輸業者ガ第八條ノ
規定ニ依リ通行税ヲ徵收スル場
合ニハ之ヲ適用セス

第十一條 物品税法（昭和十五年法
律第四十号）の一部を次のように
改正する。

第一條第一項を次のように改め
る。

左ニ掲グル物品ニシテ命令ヲ以
テ定ムルモノニハ本法ニ依リ物
品税ヲ課ス
第一種
一 ゴルフ用具、同部分品及
附屬品
二 娛樂用ノモーターボー
ト、スケール及ヨット
三 撞球用具
四 乘用自動車
五 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ
用ヒタル製品
六 眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル
製品
七 貴金屬製品又ハ金若ハ白
金ヲ用ヒタル製品
八 釐甲製品

九 珊瑚製品、琥珀製品、象
牙製品及七寶製品
十 毛皮又ハ毛皮製品但シ第
四十一號ニ掲グルモノヲ除
ク
乙類
十一 寫眞機、寫眞引伸機、
映寫機、同部分品及附屬品
並ニ現像機付用器具
十二 蓄音器及同部分品
十三 雙眼鏡、變眼鏡及同
ケース
十四 銃及同部分品
十五 藥莖及彈丸
十六 ネオン管及同變壓器
十七 羽毛、羽毛製品又ハ羽
毛ヲ用ヒタル製品
十八 樂器但シ第二十三號ニ
グルモノヲ除ク
十九 喫煙用ライター及電氣
マツチ
二十 化粧品但シ第二十四號
ニ掲グルモノヲ除ク
丙類
二十一 寫眞用の乾板、フイ
ルム及感光紙
二十二 蓄音器用レコード
二十三 オルガン、ハーモニ
カ、グアイオリン、マンド
リン、ギター、喇叭（信號
喇叭ヲ除ク）、木琴、箏、
絃、琵琶、明笛、尺八及鼓
並ニ樂器部分品及附屬品
二十四 化粧クリーム、頭髮
用の油及煉油並ニ染毛料
二十五 扇風機及同部分品
二十六 暖房用ノ電氣、瓦斯
又ハ礦油ストーブ
二十七 冷蔵庫及同部分品

二十八 金庫及鋼鐵製家具
二十九 照明器具
三十 電氣器具及瓦斯器具
三十一 大理石、大理石ニ類
スル裝飾用石材及之ヲ原料
トスル製品
三十二 喫煙用具
三十三 靴及トランク類並ニ
行李
三十四 飾物、玩具、遊戲
具、搖籃及乳母車類
三十五 運動具
三十六 煙火類
三十七 藥物及線香類
三十八 紅茶、烏龍茶、包種
茶、咖啡、ココア及其ノ代
用物、玉露並ニ碾茶
三十九 嗜好飲料但シ酒税及
清涼飲料税ヲ課セラルモノ
ヲ除ク
四十 グルタミン酸ソーダヲ
主成分トスル調味料
四十一 犬毛皮、猫毛皮、兎
毛皮、牛毛皮及同製品
四十二 室内裝飾用品
四十三 圍碁及將棋用具
四十四 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張
リタル製品ニシテ別號ニ掲
ゲザルモノ
四十五 皮革製品ニシテ別號
ニ掲ゲザルモノ
四十六 鐵瓶、釣燈籠並ニ茶
道、香道及華道用具
四十七 釣用具類
丁類
四十八 時計及同部分品
四十九 陶磁器製タイル並ニ
漆器、陶磁器及硝子製器具
にして別號に掲ゲザルモノ

五十 文房具
五十一 身邊用細貨類及化粧
用具
五十二 扇子及團扇
五十三 シヤンブー及洗粉
五十四 簾及提灯類
五十五 ラジオ聴取機及同部
分品
五十六 携行用ノ電燈、同
ケース及電池
五十七 魔法瓶、水筒類及同
部分品
五十八 計算機
五十九 タイプライター、同
部分品及附屬品
六十 膳寫器及同附屬品
六十一 金銀鍍銀機
六十二 タイムスタンブ、タ
イムレコーダ及同附屬品
六十三 幻燈機、實物投影機
及同ケース
六十四 カレンダー、繪葉書
並ニ觀賞用ノ寫眞及印刷物
類
六十五 帽子、杖、鞭及傘
六十六 家具
六十七 メリヤス、レース、
フェルト及同製品並ニ組物
六十八 印花類
戊類
六十九 受信用真空管、マイ
クロホン、擴音用增幅器及
擴聲器
七十 電球類及電氣配線用品
七十一 ミシン及同部分品並
ニミシン用針
七十二 安全剃刀
七十三 齒磨
七十四 バター、チーズ、ク

リム及其ノ代用物並ニジヤム

七十五 綠茶

七十六 酒類

七十七 食品加工料

七十八 ハム、ベーコン、ソー

セージ其ノ他燻製ノ肉類及魚類

七十九 寒天

八十 履物、同部分品及附屬品

八十一 事務用器具及事務用品

八十二 電話機、電話交換機、同部分品及附屬品

八十三 板硝子

八十四 敷物類

八十五 紙及セロファン

八十六 靴塗料類

八十七 滋養強壯劑及日中劑

八十八 調味料

八十九 罐、罐、蓋其ノ他類

似ノ容器(通常小賣ニ用ヒザル容器ヲ除ク)ニ入レタル食料品

九十 海苔

九十一 書畫及骨董

九十二 靴

第一種
一 辨寸
二 餡、葡萄酒及麥芽糖
三 サツカリン及ズルチン
四 蜂蜜

(以下略)
第二十三條 關稅法(明治三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

(以下略)
第二百一號ノ三 海上保安官(海上保

安廳法ノ定ムル所ニ依リ權限ヲ行使スル場合ニ限ル)ハ稅關官署ノ所在スル港ノ港域内ニ於テ稅關官吏ノ要求アル場合及稅關官吏ノ配備サレタル港域外ノ海上又ハ沿岸水域ニ於テ稅關官吏ノ在ラサル場合及稅關官吏ノ要求アル場合ニ限リ犯罪事件ニ關スル事務ヲ行フコトヲ得

第二百一號ノ四 稅關官吏以外ノ公務員犯罪事件ヲ發見又ハ犯罪嫌疑者ヲ逮捕シタル場合ハ遲滞ナク當該事件ヲ最寄稅關官署ニ引續クヘシ

(以下略)
第二十四條 橫濱實港を開港に指定する等の法律(昭和二十二年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「及び開港の港域」を削り、本則に次の一項を加える。
開港の港域は、港域法(昭和二十三年法律第 号)の定めるところによる。

(以下略)
第三十九條 この法律は、昭和二十三年七月一日からこれを施行する。但し、租稅特別措置法第十一條第一項及び第二項の規定は、昭和二十二年十二月一日以後輸入した砂糖(同日以後昭和二十三年二月十六日までの間に人工若しくは混合養食用牛乳に添加するため又は育児食を製造するため配給されたものを除く。)については、昭和二十二年十二月一日から、取引所稅法第十七條第一項の改正

規定は、証券取引法を改正する法律(昭和二十三年法律第二十五号)施行の日(昭和二十三年五月七日)から、これを適用し、關稅法第九十九條及同法別表の改正規定並びに橫濱實港を開港に指定する等の法律の改正規定は、港域法(昭和二十三年法律第 号)施行の日から、これを施行する。

(以下略)
第四十四條 この法律施行前に課し、た又は課すべきであつた通行稅については、通行稅法第十一條ノ二、第十一條ノ三、第十三條第一項及び第十四條の改正規定を除く外、なお従前の例による。

(以下略)
取引高稅法案(内閣提出)に關する報告書
一、本案の要旨及び目的
本案は、營業者が營業として行う取引に取引高稅を課せんとするもので、取引高稅は、營業者が營業として行う取引に対し、流通の各段階を通じて、取引金額の百分の一を課税せんとするものである。

二、本案の修正議決理由
本稅は、毎月一定額の稅收を確保できることにより、國庫收支の時期的な調整を図る上からも極めて有力な財源となる。

また、所得稅及び法人稅の調査と並行して、本稅の調査を行うことが出来るから、稅收が相當額に達する場合には、稅務當局の手續も要らないし、捕提も割合に容易である。

なお、經濟流通面に稅源を求め、租稅の普遍化を図り、國庫收入の増大を図ることは近年諸外國でも行われているのであつて、本稅の創設は以上の諸点からみて、大体において妥當なりと認め、たが、一部不適當と思われる所があるので、別紙の如く修正議決した次第である。

右報告する。
昭和二十三年七月二日
財政及び金融委員會 早稻田柳右二門
議長
衆議院議長松岡駒吉殿
(小字及び一は修正)

取引高稅法案の一部を次のように修正する。

第二條 この法律において營業とは、左に掲げる營業をいう。
一 物品販賣業(動植物その他普通に物品といわれないものの販賣業を含む。以下同じ。)
二 銀行業(銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、復興金庫、金庫その他命令で定める金融機關のなす金融事業をいう。以下同じ。)
三 無盡業
四 信託業(担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)による信託事業を含む。以下同じ。)
五 保險業(保險業法(昭和十四年法律第四十一号)により主務大臣の免許を受けてなす保險事業に限る。以下同じ。)
六 金錢貸付業
七 物品貸付業(動植物その他普通に物品といわれないものの貸付業を含む。)
八 製造業(物品の加工修理業を含む。)
九 電氣供給業
十 ガス供給業
十一 無線電話放送事業
十二 運送業
十三 運送取扱業
十四 自動車事業
十五 運河業
十六 船舶運業
十七 船舶運業
十八 貨物陸揚場業
十九 倉庫業(物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。)
二十 請負業
二十一 印刷業
二十二 出版業
二十三 写真業
二十四 旅館業
二十五 旅館業
二十六 料理店業
二十七 周旋業
二十八 問屋業
二十九 仲立業
三十 代理業
三十一 同替業
三十二 鋳業
三十三 砂鋳業
三十四 土石採取業
三十五 湯屋業
三十六 理容業(理容業を除く。)
三十七 演劇興行業
三十八 遊藝業
三十九 遊技所業
四十 遊藝所業

2 前項に掲げる営業には、その性質上これらの営業に附随して行われる取引を含むものとする。

3 この法律において営業者とは、この法律の施行地において、第一項の営業をなす者をいい、営業所を有するものと、これを問わな

【非課税取引】

第七條 左に掲げる取引については、取引高税を課さない。

一 政府の発行する官報並びに郵便切手類及び収入印紙類の販賣

二 政府の専賣品の販賣

三 政府に対する金、銀及び白金、銅、地金又はこれらの合金並びに貨幣、地金の販賣

四 小学校又は中学校（もう、学校、ろう学校又は養護学校の小学部又は中学部を含む。）の教科用図書の発行、販賣又は取次

五 水道條例（明治二十三年法律第九号）による水の供給

六 輸出取引（國又は鉱品貿易公團、纖維貿易公團若しくは食糧貿易公團に対する輸出のためにする物品の販賣を含む。）

七 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の規定による主要食糧（同法第二條に規定する主要食糧をいう。）の取次、製造、加工及び販賣。但し、自己の生活に消費する者（外食食堂を含む。）以外の者に対する販賣を除く。

八 毛皮及び鮮魚介並にみそ、しょうゆ、牛乳その他の臨時物資供給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基づいて配給される食料品及び燃料を命令で定めるものの製造、取次及び販賣

八 國が價格調整補給金を交付する物品で命令で定めるものに関する取引。但し、配炭公團又は肥料配給公團に対する石炭又は肥料の販賣並びに配炭公團又は肥料配給公團（肥料配給公團令（昭和二十二年勅令第七十一号）第十五條第一項第四号の規定により指定された肥料取扱業者を含む。）の行う石炭又は肥料の販賣で價格調整補給金の支給を受けないものを除く。

九 價格調整公團が價格調整公團法（昭和二十二年法律第六十二号）第十五條の規定により價格等の調整のためになす取引

十 自己の收穫した農産物（藁を含む。）林産物、畜産物若しくは水産物の販賣又はこれらを原料として製造し、若しくは加工した物の販賣。但し、営業所を有する者の行う販賣を除く。

十一 有價証券（有價証券移轉税法（昭和十二年法律第七号）第二條に規定する有價証券をいう。）の移轉

十二 通行税法（昭和十五年法律第四十三号）第一條に規定する乗客の運送

十三 馬券税法（昭和十七年法律第六十号）又は取引所税法（大正三年法律第二十三号）により馬券税又は取引所特別税若しくは取引税を課せられる取引（課税標準）

第九條 取引高税の課税標準は、取引の対價として領収する金額であつて左に掲げるもの（以下取引金額という。）とする。

一 物品販賣業にあつては、賣上金額

二 銀行業にあつては、貸付金利息、手形割引料、手数料、有價証券貸付料、債務保証料、保護預り料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの

三 無盡業にあつては、無盡利益金、入札差金、給付差金、貸付金利息、手数料、解約手数料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの

四 信託業にあつては、信託報酬（金錢信託で貸付金に運用したものに対して受領すべき報酬に相当する金額を除く。）貸付金利息、手数料、有價証券貸付料、債務保証料、保護預り料、その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの

五 保險業にあつては、拂込保險料（貸付金利息、手数料、債務保証料、有價証券貸付料、保護預り料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの）

六 運送取扱業、周旋業、問屋業仲立業、代理業及び両替業にあつては、手数料又は報酬金額（第四項又は第六項の規定の適用を受ける場合にあつては、第四項又は第六項の規定により自ら販賣したものとなされる物品の販賣價格。）

七 その他の営業にあつては、その取引から生ずる収入金額

2 前項第五号に規定する拂込保險料額は、生命保險（定期保險を除く。）にあつては、その百分の七十五に相当する金額、その他の保險にあつては、その百分の三十に相当する金額を控除した金額とする。

3 交換又はこれに類する取引にあつては、納税義務者がその給付する物件、役務その他のものについて交換又はこれに類する取引以外の取引をなした場合において、その対價として領収すべき金額を取引金額とする。

4 問屋業、代理業その他において物品の販賣の委託を受けた者が、自己の名をもつて委託者のためになした販賣は、委託者がその販賣價格をもつてこれを自らなしたものとみなす。

5 前項の場合において委託者が受託者から当該物品の販賣價格の全部又は一部に相当する金額を受領したときは、そのときにおいて、委託者は、受託者に対し、その受領した金額をもつて販賣したものとみなす。

6 問屋業、代理業その他において物品の買入の委託を受けた者が、自己の名をもつて委託者のために買入れた物品を委託者に引き渡したときは、そのときにおいて、受託者は、委託者に対し、買入價格と手数料又は報酬金額との合計額をもつて自ら販賣したものとみなす。

7 運送業又は運送取扱業をなす者が、他の運送業又は運送取扱業をなす者

8 第一項第一号に規定する賣上金額、同項第六号に規定する手数料若しくは報酬金額又は同項第七号に規定する収入金額には、第二條第二項に規定する取引より生ずる収入金額を含むものとする。

（納税義務者の記載義務）
第三十二條 取引高税の納税義務者は、帳簿を備へ付け、これは取引の内容、取引金額及び税額、取引の年月日並びに取引の相手方の住所及び氏名又は名称を記載しなければならぬ。

2 第十一條の規定の適用を受ける取引高税の納税義務者は、前項に規定する事項の外、併せて左に掲げる事項について各日分を取りまとめ記載しなければならぬ。

一 第十三條第一項の規定により納税のために使用した取引高税印紙等の金額

二 第十五條第一項に規定する取引については、当該取引の金額

3 小賣の場合、第二條第一項第四号、第十五号、第二十三号から第二十六号まで、第三十一号若しくは第三十五号から第四十号までに掲げる営業をなす場合又は政府の承認を受けた場合においては、

なす者に代つて自己の名をもつて運送又は運送取扱に関する契約をなす場合においては、運送業又は運送取扱業をなす者が他の運送業又は運送取扱業をなす者にその領收した取引金額を引き渡すとき（相殺による決済をするときを含む。）に、他の運送業又は運送取扱業をなす者が自ら当該取引金額を領收したものとなす。

なす者に代つて自己の名をもつて運送又は運送取扱に関する契約をなす場合においては、運送業又は運送取扱業をなす者が他の運送業又は運送取扱業をなす者にその領收した取引金額を引き渡すとき（相殺による決済をするときを含む。）に、他の運送業又は運送取扱業をなす者が自ら当該取引金額を領收したものとなす。

第一項の規定にかかわらず、毎日の取引金額及び取引の年月日を記載しなければならない。但し、政府は監督上必要と認める場合においては、第一項に規定する事項の記載を命ずることができる。

附則

第四十九條 この法律中第三十條、第三十一條、第三十三條及び第三十四條の規定は、昭和二十三年七月一日から、その他の規定は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

2 第三十條及び第三十四條の規定を昭和二十三年七月一日から昭和二十三年八月三十一日までの間において施行する場合には、第三十條中「第十一條の規定の適用を受ける取引高税の納税義務者」及び「第一項の取引高税の納税義務者」並びに第三十四條中「取引高税の納税義務者」及び「取引高税の納税義務がある法人」とあるのは、それぞれ「第二條第一項各号に掲げる營業をなす者」と読み替えるものとする。

3 取引高税は、昭和二十三年九月一日以後取引金額を領収する取引から、これを課する。

第五十條 昭和二十三年七月一日において第二條第一項に規定する營業をなしている者は、同日以後一月以内に第三十四條の規定に準じて政府に申告しなければならない。

2 第四十四條第二号及び第四十八條の規定は、前項の場合について、これを適用する。

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

本案は取引高税の新設施行に伴う手続的法規で、大正九年の勅令第百九十号を廃止し、本法によりこれらの諸事項を合せ規定したのである。

二、本案の可決理由

取引高税の新設による技術的な法律で、大体において適切妥當なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年七月二日

財政及び金融委員 早稲田柳右エ門長

衆議院議長松岡駒吉殿